上地　直良　木村　俊幸
正七位に叙する（各通）
従七位に叙する（以上九月十九日）
従六位
従五位に叙する（九月二十日）
従五位に叙する
東江　利夫
従六位に叙する（各通）
正七位に叙する（以上九月二十一日）
佐藤　良孝
従五位に叙する
大川原　隆
正六位に叙する
西野　芳男
正七位に叙する（以上九月二十二日）
小山　純平
従五位に叙する
高橋　三郎
従六位に叙する（以上九月二十三日）
茂木　稔
従四位に叙する（十月七日）

○叙勲

杉下　幹雄
旭日単光章を授ける（九月十七日）
中野　卓治
旭日双光章を授ける
谷口　雅二
旭日単光章を授ける（以上九月十八日）
古田　勇
旭日双光章を授ける
澤村　慶英
上川原　毅
旭日単光章を授ける（各通）（以上九月十九日）
松岡　元雄
瑞宝小綬章を授ける
（静岡市公立学校長）
一宮　英治　太田　正則
常松　昭　所　勲
瑞宝双光章を授ける（各通）
栗崎　一　城　清昭
福永　善行　逸見　英夫
（警視正）
湊崎　哲也
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月十七日）
青島　好秀
崎原　盛勇
鷲尾　益夫
瑞宝小綬章を授ける
坂田　和郎
上見　秀雄
小林賢二郎
長田　義弘
川邉　洋
佐藤　良孝
田古島留吉
大川原　隆
西野　芳男
小山　純平
高橋　三郎
茂木　稔
杉下　幹雄
中野　卓治
谷口　雅二
古田　勇
澤村　慶英
上川原　毅
松岡　元雄
青島　好秀
崎原　盛勇
鷲尾　益夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
一宮　英治　太田　正則
常松　昭　所　勲
栗崎　一　城　清昭
福永　善行　逸見　英夫
（警視正）
湊崎　哲也
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月十七日）
齋藤　道彦　佐野　一
橋本　博道　藤田　栄治
（大田原市公立学校長）
瑞宝双光章を授ける（各通）
花田　壽雄　濱田　貴男
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月十八日）
（三重大学名誉教授）
西田　善男
瑞宝小綬章を授ける
市川　武男　上見　秀雄
木村　俊幸　芝野　貞義
住吉　誠司　高崎　啓靖
田邉　三貴　辻　文雄
（名古屋市公立学校長）
瑞宝双光章を授ける（各通）
上ノ瀬静夫
多田　登
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月十九日）
長田　義弘
瑞宝小綬章を授ける
東江　利夫
瑞宝双光章を授ける
田古島留吉
瑞宝単光章を授ける（以上九月二十一日）
梶山　文生　佐藤　良孝　西野　芳男
瑞宝双光章を授ける（各通）（九月二十二日）
小山　純平　高橋　三郎
瑞宝双光章を授ける（各通）（九月二十三日）
橋本　實
土居　勝
札川　喜啓
村越　英雄
守田　道雄
瑞宝双光章を授ける（各通）
前田　進
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月十八日）
西田　善男
瑞宝小綬章を授ける
大塚　春夫
白川　由松
武居　兼文
永澤　茂
野々部泰孝
本田　義明
瑞宝双光章を授ける（各通）
久保　広行
鷲津　孝則
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月十九日）
長田　義弘
瑞宝小綬章を授ける
東江　利夫
瑞宝双光章を授ける
田古島留吉
瑞宝単光章を授ける（以上九月二十一日）
西野　芳男
瑞宝双光章を授ける（各通）（九月二十二日）
高橋　三郎
瑞宝双光章を授ける（各通）（九月二十三日）

皇室事項

御弔電

天皇皇后両陛下は、カンボジア国前国王ノロドム・シハヌーク陛下崩御につき、十月十九日同国国王陛下へ御弔電を発せられた。

御祝電

天皇皇后両陛下は、ルクセンブルク国皇太子ギヨーム殿下の御結婚につき、十月十九日同国大公同妃両殿下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、ＡＮＡグループ乗員組合から、安全運航等の要求に関して、平成24年10月29日以降、同組合の組合員が従事する全日本空輸株式会社及びＡＮＡウイングス株式会社の全職場（北海道、宮城県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成24年10月23日

厚生労働大臣　三井　辨雄

最低賃金の改正決定に関する公示

静岡労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、静岡県パルプ・紙・加工紙製造業最低賃金（昭和63年静岡労働基準局最低賃金公示第２号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成24年10月23日

静岡労働局長　麻田千穂子

静岡県パルプ・紙・加工紙製造業最低賃金

1　適用する地域　静岡県の区域

2　適用する使用者　前号の地域内でパルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、これらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がパルプ製造業、紙製造業又は加工紙製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3　適用する労働者　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1)　18歳未満又は65歳以上の者

(2)　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

(3)　清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4　前号の労働者に係る最低賃金額　１時間744円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

附　則

この決定は、平成24年12月14日から効力を生ずる。

大阪労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成24年10月23日

大阪労働局長　森岡　雅人

第４号中「１時間810円」を「１時間816円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年11月30日から効力を生ずる。

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定により、国土調査以外の測量及び調査の結果作成された次の地図及び簿冊を、同条第二項の規定によって認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十四年十月十一日付けをもって指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十九条の規定により公告する。

平成二十四年十月二十三日

農林水産大臣　郡司　彰